

# 薩摩川内市立川内小学校いじめ防止基本方針

薩摩川内市立川内小学校

はじめに

本校は、学校教育目標を、「川内小魂で未来を創る『自ら学ぶ 思いやる がんばる』川内っ子の育成」として、自律性・社会性を身に付け、心身ともに健康な児童を育てることを目指している。

そのために、全ての児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実した日々を送ることができるよう、平素より個々の児童の学校生活や家庭生活の状況を敏感にキャッチし、児童の微妙な変化に対応するよう心がけるとともに、問題が発生した場合は適切に解決していく。特に、いじめについては「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、その指導体制と風土づくりを確立しなければならない。

そこで、本校におけるいじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

## 1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

### (1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法による）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### (2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって本校では、すべての児童がいじめを行わず、また、他の児童に対して行われているいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止等の対策を講ずる。

### (3) いじめの禁止（本校全教職員および児童の共通理解事項）

「いじめは絶対に許されない行為である。」という意識を教児ともにもつ。

### (4) いじめ防止に向けての学校及び職員の責務（責務）

本校は、いじめが行われず、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

《基本姿勢》

ア いじめを許さないという毅然とした態度で、いじめの兆候や発生を見逃さない集団づくりに努める。

イ 児童一人一人の有用感と自己肯定感を高め、自尊感情を育むとともに、自他の存在を認め合える教育活動を推進する。

ウ いじめ防止、早期発見、早期解決のために、いじめに対する認識を全職員で共有する。

エ いじめ防止、早期発見、早期解決のために、職員がチームで教育活動にあたり、保護者や関係団体、専門家との連携を図る。

## 2 学校いじめ対策組織

(1) 名称 薩摩川内市立川内小学校「いじめ対策委員会」

(2) 組織

管理職，教務主任，生徒指導主任，養護教諭，特別支援教育コーディネーター等からなる校内組織を設置する。（事案の状況に応じて，当該学年職員及びS S W，警察なども入れてメンバーは適宜構成する）

(3) 本組織の役割

ア 学校経営方針に基づくいじめ防止の取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。

イ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有を行う。

ウ いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて，いじめの情報の迅速な共有，関係のある児童への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を行う。

### 3 いじめの未然防止について

児童一人ひとりが認められ，お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また，教職員一人ひとりが分かりやすい授業を心がけ，児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て，自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等を通し，命の大切さについての指導を行う。また，「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように，教育活動全体を通して指導する。そして，見て見ぬふりをすることも「傍観者」として，いじめに加担していることを認識させる。

(1) 児童が，安心・安全に学校生活を送ることができ，規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりに努める。

(2) 全ての児童が，いじめに巻き込まれる可能性があるものとして，全員を対象にアンテナを高くして児童と接する。

(3) いじめを許さない，見過ごさない雰囲気づくりに努める。

(4) いじめの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修を行う。

(5) 児童一人ひとりの自己肯定感を高め，自尊感情を育む教育活動を推進する。

(6) 児童が，自己と向き合い，他者・社会・自然とのかかわりを通して，生命に対する畏敬の念，共生共感を体得できる教育活動の充実を図る。（いじめ問題を考える週間，人権週間など）

### 4 いじめの早期発見

「いじめは，どの学級にも学校にも起こり得る」という認識に立ち，全ての教職員が児童の様子を見守り丁寧な日常的な観察に努める。そのためには，教職員が児童のささいな変化に気づき，情報を学年等組織で共有し，迅速に対応することが必要である。おかしいと感じた児童がいる場合には，組織で気づいたことを共有し，より大勢の目で当該児童を見守る。様子に変化が見られる場合には，教職員が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ，解決すべき問題がある場合には，当該児童から悩み等を聞き，問題の早期解決を図る。

(1) 気になる行為等があった場合は，5 W 1 Hを確認し教職員が共有できるようにする。

(2) 当たり前，何気ない行為に対して，意識的に働きかけを行う。

(3) 保護者と協力し，連絡及び情報交換を行う。

(4) いじめアンケートを毎月実施し，状況把握を行う。

(5) アンケート調査以外にも，学校全体として定期的な保護者との教育相談を実施する。

(6) 多くの教師が様々な活動を通して児童と関わることで，発見の機会を多くする。

### 5 いじめの早期対応

いじめの早期解決のために、全教職員が一致団結して問題の解決にあたる。いじめの問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教職員が対応を協議及び共通理解し、いじめ対策委員会等を中心に的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。情報収集においては綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。傍観者の立場にいる児童にもいじているのと同様であるということを指導する。家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。学校内だけで問題解決が困難な場合は、各種団体や専門家とも協力をして解決にあたる。

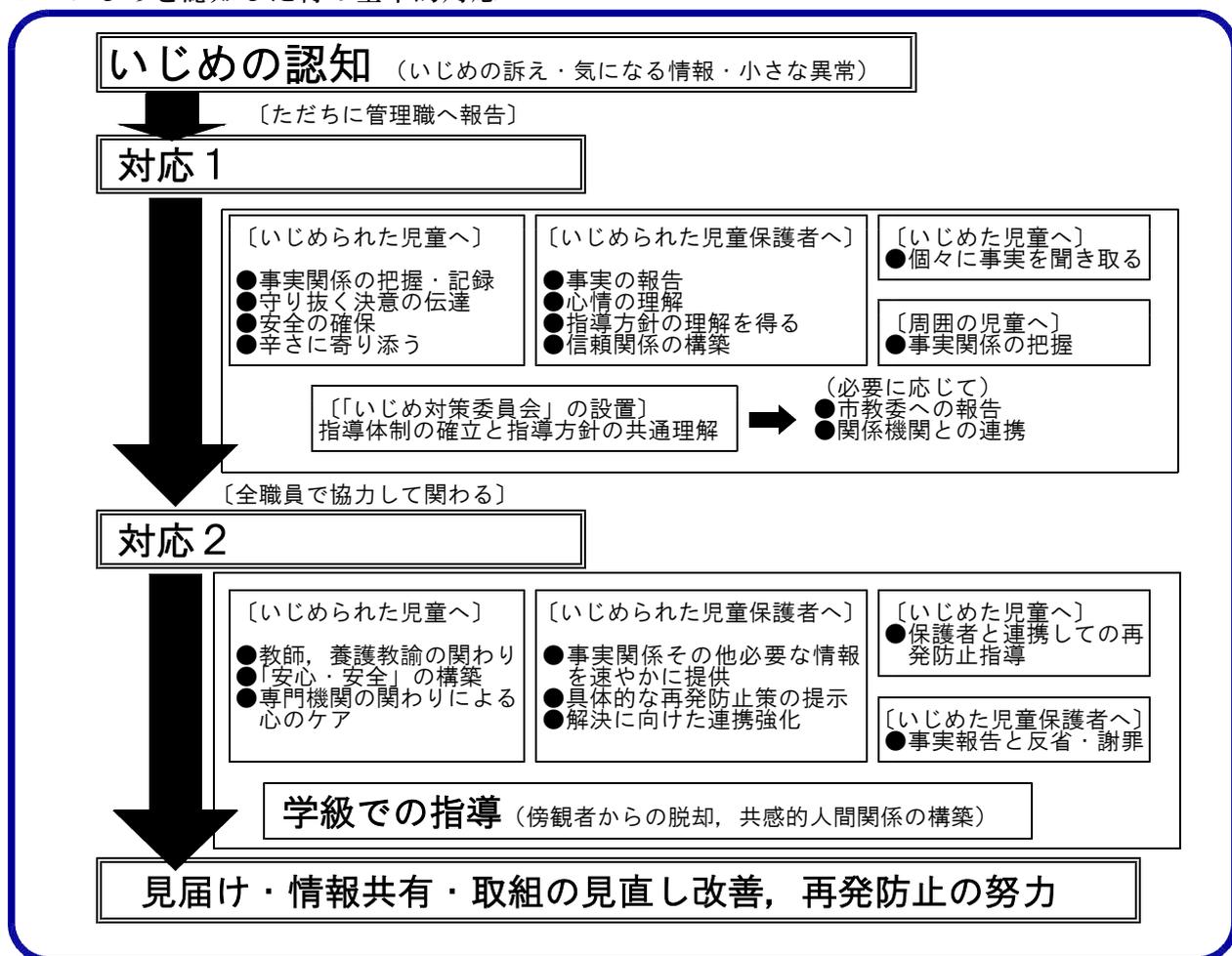
- (1) 「いじめ対策委員会」を中心に対応する。指導体制、指導方針、支援、今後の対応について検討し、児童及び保護者に迅速に伝える。
- (2) 情報収集に徹し、教職員間で情報を共有する。

## 6 ネット上いじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する教職員の指導力向上に努める必要がある。

未然防止には、児童が保有している携帯電話等を第一義的に管理する保護者と連携し、利用方法や危険性について啓発していく必要がある。早期発見には、児童が発するサインを見逃さないようにし、「ネット上のいじめ」の児童及び保護者から相談等があった場合は、事案によっては、警察等の専門機関とも連携し対応していく。

## 7 いじめを認知した時の基本的対応



8 年間指導計画

月	計画及び評価	実態把握	教科・特活等取組	教育相談	職員研修
4	年間及び1学期の活動検討	いじめアンケート	いじめ問題を考える週間	家庭訪問	基本方針確認 心も体も元気 i n g 委員会
5	児童の実態把握	いじめアンケート 学校楽シート	集団宿泊学習 修学旅行		
6		いじめアンケート		保護者	中央中との 情報交換
7	1学期の反省 夏休み生活指導	いじめアンケート	学校評価	保護者	
8	情報収集 2学期の活動計画検討		中央中部活動見学		
9		いじめアンケート	いじめ問題を考える週間	保護者 (PTA)	
10		いじめアンケート	いじめ防止標語		人権研修
11		いじめアンケート	中央中校区小学校交流 学習	保護者	
12	冬休み生活指導 情報収集	いじめアンケート	校内人権週間 ありがとうカード 学校評価	保護者 (PTA)	心も体も元気 i n g 委員会
1	3学期の活動計画検討	いじめアンケート	いじめ問題を考える週間 道徳一斉授業	保護者 (PTA)	
2	年間の反省及び次年度の 年間活動計画立案	いじめアンケート	中央中体験入学 学校評価		
3	春休みの生活指導	いじめアンケート		保護者 (PTA)	心も体も元気 i n g 委員会